

大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラル実現に向け、運輸部門の二酸化炭素の削減を図るとともに、環境に配慮する事業者の企業価値の向上を後押しするため、商用軽自動車の導入に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）」とは、おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱第6条の規定により、知事の認証を受けた事業者をいう。
- (2) 「CEV補助金」とは、経済産業省がクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱の規定に基づき実施する補助金をいう。
- (3) 「商用車等の電動化促進事業補助金（トラック）」とは、環境省が脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））交付要綱の規定に基づき実施する補助金をいう。
- (4) 「商用車等の電動化促進事業補助金（タクシー・バス）」とは、環境省が脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱の規定に基づき実施する補助金をいう。
- (5) 「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。
- (6) 「軽自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第二条別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 同一年度内にこの要綱の規定に基づく補助金その他本県から同様の趣旨の補助金等（大分県電気自動車等充電設備導入支援事業費補助金を除く。）の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の県内に所在する事業所において、商用軽電気自動車を導入する事業とする。

(補助対象車両の要件)

第5条 この補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、別表1に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表1に掲げるものとする。

2 補助金の交付は1事業者につき、1年度1台までとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請並びに実績報告)

第7条 規則第3条第1項及び第12条の規定による申請並びに実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 収支清算書（第3号様式）

(3) CEV補助金等の交付額確定通知書（写し）

(4) 補助対象車両の購入に係る請求書又は契約書（写し）

(5) 補助対象車両の代金の支払に係る領収書（写し）

(6) 補助対象車両の自動車検査証（写し）

(7) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第8条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 規則第6条に規定する通知を受けた後において、おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）の認証期間が満了する時に少なくとも1回更新すること。

(2) 中古車両でないこと。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。

(6) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定並びに額の確定)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが決定したときは、大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第4号様式）により、交付しないことを決定したときは大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書兼額確定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の請求)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出

しなければならない。

（補助事業者の協力）

第12条 補助事業者は、知事から次の各号に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- （1）補助対象車両の使用状況等に関するアンケートの提出
- （2）その他知事が必要と認める事項

（処分等の制限）

第13条 補助事業者は、補助対象車両を新規登録した日から4年を経過するまでの間は、知事の承認を受けないで、当該補助対象車両の処分等（譲渡、交換、貸付け（リース事業者が行う場合を除く。）、廃棄、担保に供すること、使用の本拠が県内ではなくなること、その他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 知事は、前項に規定する事項の遵守状況を確認するため、補助金を交付した後の年度においても、補助事業者に対し当該補助対象車両の車検証等の写しの提出を求めることができる。
- 3 補助事業者は、第1項の承認を受けようとするときは、あらかじめ大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金に係る財産処分等承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分等を承認することと決定したときは大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金に係る財産処分等承認通知書（第8号様式）により、処分等を承認しないことと決定したときは大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金に係る財産処分等不承認通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象自動車を処分する場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.6.10会課第5号、平成16年6月10日付大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づく定率法で算出する。
- 7 第1項の承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る処分等をしたときは、大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金に係る財産処分等報告書（第10号様式）に関係書類を添えて、知事にその旨を報告しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
- （2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）この要綱及び知事の指示に違反したとき。
- （4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （5）前条第1項の承認を受けないで補助対象車両を処分等したとき。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金に係る交付決定取消通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金に係る変更届出書（第12様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者の住所又は氏名（法人等にあつては、所在地、法人名又は代表者の氏名）を変更したとき。
- (2) 補助対象車両の使用人の住所又は氏名（法人等にあつては、所在地、法人名又は代表者の氏名）を変更したとき（リース契約等又は割賦販売の場合に限る）。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度の当初予算に係る大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金から適用する。

別表1（第5条、第6条関係）

補助対象車両	軽電気自動車	軽貨物電気自動車	旅客自動車運送事業用軽電気自動車
補助対象車両の要件	1 CEV補助金の補助対象であり、電気自動車かつ軽自動車に該当するもの 2 交付申請する年度の4月1日以降にCEV補助金の交付額の確定を受けている車両であること 3 その他必要に応じて知事が定めること	1 商用車等の電動化促進事業補助金（トラック）の補助対象であり、電気自動車かつ軽自動車に該当するもの 2 交付申請する年度の4月1日以降に商用車等の電動化促進事業補助金（トラック）の交付額の確定を受けている車両であること 3 その他必要に応じて知事が定めること	1 商用車等の電動化促進事業補助金（タクシー・バス）の補助対象であり、電気自動車かつ軽自動車に該当するもの 2 交付申請する年度の4月1日以降に商用車等の電動化促進事業補助金（タクシー・バス）の交付額の確定を受けている車両であること 3 その他必要に応じて知事が定めること
補助対象経費	車両本体の購入に要する経費とし、消費税等は含まない	車両本体の購入に要する経費とし、消費税等は含まない	車両本体の購入に要する経費とし、消費税等は含まない
補助金額	1台当たり30万円又は該当車両のCEV補助金の額のいずれか低いほうの額	1台当たり30万円又は該当車両の商用車等の電動化促進事業補助金（トラック）の額のいずれか低いほうの額	1台当たり30万円又は該当車両の商用車等の電動化促進事業補助金（タクシー・バス）の額のいずれか低いほうの額